

# 熊本県公報

第12901号  
令和2年(2020年)  
2月21日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 身体障害者福祉法15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 2
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… ( " ) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… ( " ) 3
- 保安林の指定の解除に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新…………… ( " ) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更の届出…………… ( " ) 4
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 4
- 個人県民税の控除対象寄附金の指定…………… (税務課) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… ( " ) 5
- 道路の区域変更…………… ( " ) 6

### 公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 6
- 道路の位置の指定…………… ( " ) 6
- 道路の位置の指定…………… ( " ) 7
- 道路の位置の指定…………… ( " ) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 7

### 登 載 依 頼

- 令和元年度熊本県スポーツ推進審議会の開催…………… (スポーツ推進審議会) 8
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催  
…………… (社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局) 8
- 令和元年度(2019年度)第3回熊本県労働審議会の開催…………… (労働審議会) 9
- 熊本県がん登録審議会の開催…………… (がん登録審議会) 9

## 告 示

### 熊本県告示第127号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
内科・神経内科	関 賢太	医療法人杏林会 新生翠病院 荒尾市増永2620番地	令和2年(2020年) 1月31日
外科	井上 正邦	医療法人社団聖和会 有明成仁病院 玉名郡長洲町宮野2775	令和2年(2020年) 1月31日
整形外科	田上 裕教	地方独立行政法人くまもと県北病院機構 公立玉名中央病院 玉名市中1950番地	令和2年(2020年) 1月31日

### 熊本県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
早田 徹	甲斐整骨院 松橋院	宇城市松橋町松橋9 41番地1	令和元年（2019年）11月26日
志多田 渚	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反 田630-1	令和元年（2019年）12月12日

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
金田 脩平	KEiROW 熊本武蔵ヶ丘ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目5-11 神山ハイツII	令和2年（2020年）1月6日

**熊本県告示第129号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成29年（2017年）10月20日熊本県告示第904号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）2月27日熊本県告示第140号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月6日熊本県告示第168号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月6日熊本県告示第169号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第193号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第202号（造成宅地防災区域の指定）及び平成30年（2018年）3月30日熊本県告示第280号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 小森（星ヶ丘）地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字小森字鼈形山3584番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、3584番3、3584番13、3584番15、3584番16、3584番19、3590番8、3590番9、3590番8地先の村道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 門出地区（その2）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字門出583番1、583番3、584番3、586番12、584番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、583番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 平地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字平2479番、2479番2、2479番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 4 瓜生地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字瓜生1681番、1681番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 5 谷頭地区（その3）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字谷頭3591番、3591番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 6 瓜生迫地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字瓜生迫1378番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1379番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1381番1、1381番2、1382番1、1383番1、1383番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1382番2、1383番3、1387番、1381番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1387番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 7 葛目谷地区（その2）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字鳥子字葛目谷2270番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2271番、2286番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2287番、2288番、2289番、2328番、2329番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2288番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、2286番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

- 8 名ヶ迫鶴地区(その1)造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴816番、818番、816番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 9 乾原地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字布田字乾原1079番、1080番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1080番10の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1080番11、1080番13、1080番14、1080番15、1080番15地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第130号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成29年(2017年)12月1日熊本県告示第1039号(造成宅地防災区域の指定)及び平成30年(2018年)3月13日熊本県告示第192号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 辻地区造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字上陳字辻480番1、480番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 葉山地区造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字広崎字葉山925番1、925番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、925番4、925番5、927番、927番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第131号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成29年(2017年)12月1日熊本県告示第1039号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 三竹地区造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字下陳字三竹805番、806番1、806番2、806番5、806番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第132号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字和七畑82番71・82番72(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県

南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第133号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーショントラスティーホーム げんき 上益城郡益城町大字福富前畑809番3	訪問看護ステーション	令和2年（2020年） 2月1日

**熊本県告示第134号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
かんな薬局 上益城郡益城町大字馬水805番2	調剤	令和2年（2020年） 2月1日
蘇陽調剤薬局 上益城郡山都町滝上464番地2	調剤	令和2年（2020年） 2月1日
はなぞの調剤薬局 八代市花園町5番地8	調剤	令和2年（2020年） 2月1日
新生堂薬局玉名はねぎ店 玉名市繁根木14番地1	調剤	令和2年（2020年） 2月1日
溝上薬局 隈府店 菊池市隈府字藪ノ内923番地1	調剤	令和2年（2020年） 2月1日
ウイング薬局 宇城市松橋町きらら一丁目6番8号	調剤	令和2年（2020年） 2月1日
しもうら薬局 天草市下浦町字尾戸2003番1	調剤	令和2年（2020年） 2月1日

**熊本県告示第135号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法69条の規定により公示する。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
安民堂薬局西間店	医療機関の名称	株式会社安民堂薬局局西間店	安民堂薬局西間店	令和2年（2020年）2月1日

**熊本県告示第136号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）7月13日熊本県告示第566号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

辻の城1地区(大規模)

上益城郡益城町大字辻の城221番1、221番2、223番1、223番2、223番3、223番4、223番5、224番、225番、226番、227番、228番、229番1、229番2、230番1、230番2、622番の一部(次の図に示す部分に限る。)、628番、287番、288番、289番、290番1、290番2、290番3、291番1、291番2、292番1、292番2、293番、294番、295番、296番、297番、298番、299番2、609番の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第137号

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第30条第4号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)第19条の3の5第5項の規定により告示する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定年月日 令和2年(2020年)2月13日
- 2 控除対象寄附金の名称 公益財団法人永青文庫に対する寄附金
- 3 寄附金募集者の名称 公益財団法人永青文庫
- 4 寄附金募集者の代表者の氏名 理事長 細川 護 熙
- 5 寄附金募集者の主たる事務所の所在地 東京都文京区日白台一丁目1番1号
- 6 控除対象寄附金の指定の有効期間 令和2年(2020年)1月1日から令和6年(2024年)12月31日まで

熊本県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)2月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東 間下線	人吉市赤池原町 510番2地先から 同所 522番5地先まで	前	5.2 ~ 17.7	186.0	防安交
			後	11.4 ~ 24.9		

- 2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)2月21日

熊本県告示第139号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)2月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	本渡港線	天草市港町 10番19地先から 同所 1番7地先まで	前	15.5 ~ 45.9	66.1	活力創 出基盤 交付金
			後	15.5 ~ 47.0		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)2月21日

**熊本県告示第140号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)2月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市森北字小開 1723番2地先から 菊池市森北字後田 1752番1地先まで	前	3.8 ～ 29.1	615.0	防安交
			後	8.8 ～ 30.2		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)2月21日

**公 告**

**熊本県公告第94号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷45番1  
264.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡嘉島町大字上島1408番地1  
中路 晃

**熊本県公告第95号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字丸池207番1及び同207番3  
479.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡嘉島町大字上六嘉207番地2  
村崎 徹治

**熊本県公告第96号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇土市南段原町字南214番6、同214番9及び同216番1  
4,628.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区下江津五丁目13番12号  
株式会社熊本不動産ネット

**熊本県公告第97号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市南福寺4番2号
- 2 築造者の氏名 一般社団法人エムエー
- 3 道路の位置 水俣市古城三丁目95番6、同121番2、同121番3、同122番2及び同122番4
- 4 道路の幅員 6.01メートルから6.31メートルまで
- 5 道路の延長 63.76メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）1月21日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第23号

**熊本県公告第98号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区城南町宮地466番地8
- 2 築造者の氏名 株式会社メビウス不動産開発
- 3 道路の位置 宇土市三拾町字堂ノ本325番2及び同490番の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.02メートルまで
- 5 道路の延長 54.27メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）1月28日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第282号

**熊本県公告第99号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 八代市通町10番30号
- 2 築造者の氏名 有限会社木下土地開発事務所
- 3 道路の位置 宇土市松原町字大坪67番4
- 4 道路の幅員 6.04メートル
- 5 道路の延長 33.11メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）2月7日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第292号

**熊本県公告第100号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字前原2428番1  
1,079.87平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市南区江越二丁目9番20号  
A s ・ R i s i n g 株式会社

**熊本県公告第101号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	

農事組合法人東網道	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字四八番割772番2ほか2筆
島田 重美	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町島地字四番割341番1ほか11筆
谷口 輝男	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町鹿野字四〇番割1540番1ほか2筆
株式会社L&P	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町網道字六八番割1089番1ほか2筆
農上 八郎	葦北郡芦北町小田浦	葦北郡芦北町大字小田浦字沖田2525番1ほか8筆
小見田 裕史	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田558番1ほか5筆
小見田 裕史	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田646番
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡あさぎり町須恵字下阿蘇3300番4
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字樋掛1941番1ほか1筆

2 認可年月日  
令和2年(2020年)2月14日

**登 載 依 頼**

**熊本県スポーツ推進審議会公告第1号**

令和元年度熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催する。  
令和2年2月21日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 日時  
令和2年3月3日(火)  
午前10時00分から正午まで
- 2 場所  
県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 熊本県のスポーツ推進についての意見交換  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県スポーツ推進審議会事務局  
(熊本県教育庁教育指導局体育保健課スポーツ振興班)  
(電話096-333-2710)

**熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第1号**

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。  
令和2年(2020年)2月21日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
保健福祉推進部会 部会長 倉田 賀世

- 1 開催日時  
令和2年(2020年)2月28日(金) 午後1時から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区千葉城町3-31  
KKRホテル熊本 2階 城彩
- 3 議題等(予定)  
(1) 議題

第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の令和元年度(2019年度)の取組状況について

(2) その他

4 傍聴者の定員

20人

5 傍聴手続

(1) 会議の傍聴の受付は、午後12時30分から午後1時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局(熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班)(電話:096-333-2215)

### 熊本県労働審議会公告第3号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県労働審議会

1 開催日時

令和2年(2020年)3月2日(月)

午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県庁新館2階 職員研修室

3 議題

次期熊本県労働・人材育成戦略の方向性について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県労働審議会事務局(熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課)

(電話096-333-2339)

### 熊本県がん登録審議会公告第1号

熊本県がん登録審議会を次のとおり開催する。

令和2年(2020年)2月21日

熊本県がん登録審議会

1 開催日時

令和2年(2020年)3月2日(月曜日)

午後5時から午後6時まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館5階審議会室

3 議題

(1) 熊本県がん登録審議会における審査について

(2) 外部監査報告について

(3) その他報告事項

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班

(電話096-333-2208)